

令和4年5月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥取県議会

目 次

陳 情 の 部

陳情一覧表	3
総務教育常任委員会	4
福祉生活病院常任委員会	8
農林水産商工常任委員会	9
地域づくり県土警察常任委員会	11

陳 情 一 覧 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
総 4年-11 (R4.4.22)	総 务	国連常任理事国が有する拒否権に係る意見書の提出について	4頁
総 4年-14 (R4.5.6)	教 育	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の採択について	6頁
総 4年-15 (R4.5.9)	新時代創造	原油高・生活必需品の価格高騰等に係る意見書の提出について	7頁

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

福 4年-12 (R4.4.22)	生 活 環 境	S N S を活用した消費生活相談環境の構築について	8頁
------------------------	---------	----------------------------	----

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

農 4年-13 (R4.4.22)	農 林 水 産	国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める陳情	9頁
------------------------	---------	--------------------------------	----

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

地 4年-16 (R4.5.25)	交 流 人 口	羽田ー鳥取路線の運航航空会社について	11頁
------------------------	---------	--------------------	-----

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年-11 (R4.4.22)	総務	国連常任理事国が有する拒否権に係る意見書の提出について	

▶陳情事項

鳥取県議会から国（内閣総理大臣や外務省など）に対し、(1)国連における採決に関して、紛争当事国を除斥・排斥すべき旨(2)常任理事国の有する拒否権の制度は、日本を含む、常任理事国以外の主権国家にとって不平等であり、拒否権の制度廃止に向け国連での働きかけを強められたい旨、意見書の提出を求める。

▶陳情理由

ロシアがウクライナに侵攻した。武力による一方的な現状変更の試みは、断じて容認できず、不戦の立場から、強い憤りを感じる。平和を愛する諸国民、平和のために活動するすべての仲間と連帯し、不戦への誓いを新たにする。

2月21日、プーチン大統領は、ウクライナの一部である、自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の独立を承認する大統領令に署名し、同22日両「共和国」ととの間での「友好協力相互支援協定」を批准。同24日、ロシアは、これらを守るためとしてウクライナへの侵攻を開始した。

かかる行為は、ウクライナの主権及び領土を侵害し、国連憲章違反である。また、報道によれば、ロシア軍は、ウクライナでのクラスター弾のほか、ジュネーブ条約で使用が禁止されている燃料気化爆弾を使用したとも報じられている。

力による一方的な現状変更は断じて容認できず、この事態は、NATO、EUなどの連合組織だけではなく、日本や、地理的にロシア沿海地方に近い鳥取県にとっても重大な脅威となる。

ところで、国連安保理は2月25日、ウクライナ情勢を巡る会合を開き、ロシアを非難し、武力行使の即時停止と撤退などを求める安保理決議案を採決した。決議案は米国とアルバニアが作成し、日本も共同提案国に加わった。

米欧など11か国が賛成したが、常任理事国のロシアが拒否権を行使し、否決された。

安保理常任理事国の持つ拒否権は、一国一票原則の重大な例外である。とりわけ、これらの国は核を持ち、たとえば東西冷戦のように、常任理事国同士の紛争が過熱した場合、国連が機能不全になる可能性がある。また、そもそも、今回の議題はロシアに対する非難決議であるが、その採決に当事国が加わり、拒否権を発動させることは、妥当ではない。

そこで、鳥取県議会として、国（内閣総理大臣や外務省など）に対し、(1)国連における採決に関して、紛争当事国を除斥・排斥すべき旨(2)常任理事国の有する拒否権の制度は、日本を含む、常任理事国以外の主権国家にとって不平等であり、拒否権の制度廃止に向け国連での働きかけを強められたい旨、意見書の提出を賜りたく陳情する。

►提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年-14 (R4.5.6)	教 育	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の採択について	

▶陳情事項

- 鳥取県議会から国の関係機関に対し、2023年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう求める意見書を提出すること。
- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
 - 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
 - 3 自治体で国標準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

▶陳情理由

2021年の法改正により、小学校の学級編成標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

萩生田前文部科学大臣も、改正義務標準法にかかる国会答弁の中で、30人学級や中学校・高等学校における少人数学級の必要性についても言及している。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。また、新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生している。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

こうした観点から、2023年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国・県・市町村の関係機関への意見書提出を陳情する。

▶提 出 者

鳥取県高等学校教職員組合 執行委員長 岡島 恒志

鳥取県教職員組合 執行委員長 細砂 直

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年-15 (R4.5.9)	新時代創造	原油高・生活必需品の価格高騰等に係る意見書の提出について	

▶陳情事項

政府・衆参両院議長等に対し、昨今の原料高、原油高、それに伴う生活必需品等の価格高騰に対する所要の対策を、速やかに実施すべきことを求める意見書の提出を求める。

▶陳情理由

報道によれば、世界的な原油価格の高止まりを受け、原材料費・製造費・物流費が高騰し、コスト・プッシュ・インフレが生じている。様々な商品で値上げが予定されている。

例えば、本年3月9日、農林水産省は輸入小麦の政府壳渡価格を、2022年4月1日から17.3%引き上げることを発表。小麦粉、うどん、パンなど値上げにつながるだろう。

「赤いきつね」と「緑のたぬき」などのカップうどんは9~12%、レトルトカレー「ポンカレー」はおおむね10円、「うまい棒」は1本10円から12円となり、なんと値上げは子どもたちをも苦しめてしまう。また、カゴメのケチャップは3~9%程度値上げ、「日清キャノーラ油」などの食用油も値上げだそうである。

最近は人件費も急上昇しており、外食価格の上昇も懸念される。

さらに、大手電力10社のうち、7社が電気代を値上げ。また、ガソリン代も値上げが生じている。直近では、レギュラー170円、ハイオク180円程度のお店もあるようである（県内のガソリン価格の動向は、消費生活センターが追っているようである）。

さらに、国民は、コロナ禍前は本来不要だったマスク購入費など、多く支出を強いられている。

実質賃金が増えず、コロナ禍で痛んだ 국민に打撃となることは必至であり、苦しむ人を救うという政府の立場から、今こそ、対策を講じるのが喫緊の課題である。

具体策はたくさんあるはずである。ガソリン税の軽減、国民に対し、（所得に応じた線引きをするかの議論はさておき）累次の給付支援策など。

については、政府・衆参両院議長等に対し、昨今の原料高、原油高、それに伴う生活必需品等の価格高騰に対する所要の対策を、速やかに実施すべきことを求める意見書を提出賜りたく、陳情する。

▶提 出 者

足羽 佑太 （倉吉市）

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年-12 (R4.4.22)	生 活 環 境	S N S を活用した消費生活相談環境の構築について	
▶陳情事項			
消費生活相談について、S N S を活用した相談環境構築を執行部に求めること。			

▶陳情理由

私は以前、平成31年2月定例会に受理番号31年05号「消費生活センターにおけるS N S等を活用した相談方法の充実・強化について」と題する陳情を提出し、消費生活相談について、S N S を活用した相談方法の充実・強化を検討することを求めたところ、趣旨採択いただいたところである。ありがとうございました。

県議会への請願陳情等に対する対応状況のD Bを見ると、本日令和4年3月4日時点で、「最終更新日 平成31年11月26日(火)」となっており、対応状況として、「昨年度(平成30年)3月に各都道府県へS N S等の活用に係るアンケートを行った。アンケート結果や他の自治体の対応状況を踏まえ、速やかに本県の方針を決定する。」となっていて、その後、消費生活センター公式L I N Eアカウントができた。

なお、投稿を直近のものからさかのぼると、およそ1年前の2021年1月20日、2020年12月4日、2020年11月12日などとなっているようである。
果たして、いま、登録者数は何人いるのだろうか。

消費生活に関する情報が送られてくることは、知識向上(消費者教育)の観点などで有用だと思われるが、相談対応そのものを通話料無料のL I N E(やスカイプなど)できれば、消費者の利便性が向上すると思う。コロナ禍での、非接触での気軽な相談環境を構築できる。

については、S N S を活用した相談環境構築を執行部に求めていただきたく、陳情する。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/286172.htm>

▶提 出 者

足羽 佑太 (倉吉市)

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年-13 (R4.4.22)	農林水産	国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める陳情	

▶陳情事項
鳥取県議会において国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの撤回を決議し、国に意見書を送付すること。

▶陳情理由

水田活用直接支払交付金の見直し問題について

（見直しの背景と問題）

今回の見直しは、長年にわたり財務省から転作助成金の削減を求められてきたことから、行われたものである。しかし、現在、コロナ禍でコメ需要が減少する中、昨年は史上最大の減反が強いられ、今後も拡大する。一方、国際的に穀物価格が上昇し、輸入も困難になろうとする中、飼料も含めて、食料自給率の向上が必要になっているが、今回の見直しはこれに逆行する。

このような状況のもとで、交付金の削減につながる見直しは、耕作放棄の拡大につながり、農地や担い手の減少に拍車をかけることになる。見直しの内容は、以下である。

1. 水路や畦があっても、5年間、水張り（水稻作付け）が行われない農地は対象外とする。

2017年の水田活用の「実施要綱」では、①畦がない②水路がない③土地改良賦課金がない④3年間作付けがない水田は交付対象から外すとした。今回はさらに畦や水路があっても5年間に一度もコメ作付けが行われない農地は交付対象にしない。農林水産省は「転換作物が固定化している水田の畑作化を促す」としているが、交付対象面積を減らすことにつながる施策である。

2. 多年生牧草は10アールあたり現行3.5万円から、播種しない年は1万円に減額する。

政府は、「多年生牧草は毎年種まきをしないから補助金を少なくする」という理由で、播種をしないで収穫だけをする年は、10アール当たり現行の3.5万円から1万円に減額する。飼料の自給率向上が必要にもかかわらず、これに反する方針である。

3. 飼料用米などの複数年加算（10アール1.2万円）を廃止する。

2022年度から新規に複数年契約で飼料用米を生産する場合に助成の対象外になる。契約中の場合も、これまでの半額の10アール当たり6千円に減額する。政府は、2020年策定の「食料・農業・農村基本計画」で掲げた、2030年度の生産努力目標（70万トン）を超えたことを理由に、飼料用米生産を抑制しようとしている。

4. 畑作化支援として、野菜など高収益作物の場合は10アール17万5千円、それ以外の作物は同10万5千円を1回限り支払う。

畑作化によって、その後の交付金対象から外れることになる。

►提出者

全日本農民組合鳥取県連合会 会長 鎌谷 一也

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
4年-16 (R4.5.25)	交 流 人 口	羽田一鳥取路線の運航航空会社について	

▶陳情事項

ANA（全日本空輸株式会社）が羽田一鳥取路線の運航サービスを独占販売していることは不当である。鳥取県議会はJAL（日本航空株式会社）やLCC（低予算型航空会社）など他航空会社に誘致をし、ANAに競争させること。

▶陳情理由

ANAは羽田一鳥取、鳥取一羽田間の運航サービスを独占している。それが故に利用者に対するサービス精神が低い。また、料金設定もANAの思うままであるが、これが公平なビジネスとは言い難い。

ANAのサービスで不愉快な思いをし、二度と利用したくないと思っても航空会社を変えられない現実は、不都合である。

▶提 出 者

小畠 紘理 (東京都大田区)